

岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金（以下「補助金」という。）は、病院において、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る取組みに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、その交付に関しては岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

一 就労環境改善事業

勤務医の負担を軽減し、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備することにより、離職防止と再就業に資する取組みで次に掲げるもの。

- ア 短時間勤務制度の導入
- イ 出勤希望日制の導入
- ウ 宿直・日直、時間外勤務の減免
- エ オンコールの免除
- オ 保育所以外の育児支援（ベビーシッターの雇上等）
- カ 就労環境の改善策を検討する機関の設置
- キ その他医師の就労環境の改善にかかる取組み

二 復職支援研修事業

休職又は離職から復職する際に不安を抱える女性医師等に対し、復職を支援するための取組みで次に掲げるもの。

- ア 指導医のもとで実施する復職研修の取組み

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、医療法第1条の5第1項に規定する病院とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者は、補助事業者となることができない

(補助対象経費等)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表の第2欄に定める経費とする。

- 2 補助金の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金交付額の算定方法)

第6条 交付額の算定方法は次のとおりとする。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 一 別表の第1欄に定める基準額と前条に規定する経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 二 一により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請にかかる様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 前項の申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請書の提出時期は、別に知事が定めるものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、別記第2号様式を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、以下の事由については規則第6条第1号及び第2号における知事の定める軽微な変更とみなす。
 - ア 補助事業に要する経費の20%以内の減少となる内容の変更をする場合
 - イ 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更で、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合
- 二 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、別記第3号様式によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により速やかに知事に報告すること。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自らの消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告すること。
- 四 知事は前号の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、交付決定を受けた日から10日以内とする。

(状況報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

- 第11条 規則第13条の実績報告にかかる様式は、別記第5号様式のとおりとする。
- 2 前項の報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日、又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

- 第12条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。
- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第13条 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第4条の規定に該当するときは、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

- 第14条 規則第21条第2号の知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具とする。
- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
- 3 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(書類、帳簿等の整備)

- 第15条 補助事業者は、補助事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理しなければならない。
- 2 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後15年間とする。

(補助事象の表示)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により作成した印刷物及び整備した備品等に県補助事業を受けて実施した旨を表示するものとする。

(その他)

- 第17条 特別の事情により本要綱に定める手続きによることができない場合には、あらかじめ

知事の承認を受けて定めるところによることができる。

附 則

この要綱は、平成22年12月21日から施行し、この要綱による規定は平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月18日から施行し、この要綱による規定は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行し、この要綱による規定は平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月25日から施行し、この要綱による規定は平成26年4月1日から適用する。

(岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金交付要綱の廃止)

2 岐阜県女性医師等就労環境改善事業実施要綱（平成22年12月21日施行）及び岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金交付要綱（平成22年12月21日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>1 医療機関あたり 11,140千円</p>	<p>(1) 就労環境改善事業 就労環境改善に取り組むために必要な代替職員経費^(注)(謝金、人件費、手当)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料(上記経費に該当するもの。) (注) 代替職員経費は、女性医師等の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師の人件費等とし、代替として勤務した部分に限る。</p>	<p>2分の1以内</p>
	<p>(2) 復職支援研修事業 病院が行う復職研修に必要な指導医経費(謝金、人件費、手当)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	

別記

第1号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 所要額調書（別紙1-1）
- (2) 事業計画書（別紙1-2）
- (3) その他参考資料

第2号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金に係る補助事業の
経費配分変更（内容変更）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助事業について
下記のとおり経費配分変更（内容変更）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更後申請額 金 円

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

(1) 所要額調書（別紙1-1）

(2) 事業計画書（別紙1-2）

(注) 変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

第3号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金に係る補助事業の
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助事業について、
下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 中止（廃止）の内容
- 2 中止（廃止）の理由

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金について、岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金交付要綱第8条第3号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要県補助金返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
 - （1）2の金額の積算内訳
 - （2）その他参考資料

第5号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度岐阜県女性
医師等就労環境改善事業費補助金に係る事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告
します。

記

- 1 所要額精算書（別紙2-1）
- 2 実績報告書（別紙2-2）
- 3 その他参考となる資料

第6号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金交付請求書

このことについて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で額の確定のあった 年度岐阜県
女性医師等就労環境改善事業費補助金

振り込みは下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口座名義人
- ・普通、当座預金の別
- ・口座番号